第三十九条第三項第十号中「第75条の３第１項」を「第75条の４第１項」に改める。

第四十一条から第七十条までの規定中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は法第75条の３第１項」に改める。

第八十九条第五項第一号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているタイヤ空気圧監視装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているタイヤ空気圧監視装置又はこれに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置

第九十条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置

第九十一条第一項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置

第九十一条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

第九十二条第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置

第九十三条第二項第一号ロ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置

第九十三条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置

第九十三条第八項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置

第九十四条第二項第一号ロ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置

第九十九条第五項第三号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に、「備える電気装置」を「備えるもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に、「備える電気装置」を「備えるもの」に、「備えられた電気装置」を「備えられた感電防止装置」に、「有する電気装置」を「有する感電防止装置」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている原動機用蓄電池と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する原動機用蓄電池　第３項第11号及び第４項（原動機用蓄電池に係る部分に限る。）の基準

第九十九条第五項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている感電防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置　第３項第１号から第10号及び第４項（原動機用蓄電池に係る部分を除く。）の基準

第百条第三項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ

第百条第四項第二号ヨ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号ヨを同号タとし、同号カの次に次のように加える。

ヨ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

第百条第十一項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有する側面衝突時の乗員保護装置であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

第百条第十四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているポールとの側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

第百条第二十項中「中学校、小学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に、「生徒、児童」を「児童、生徒」に改める。

第百二条第一項中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている突入防止装置、法第75条の３第１項」に改める。